

# 令和7年度富山県会計年度任用職員（母子・父子自立支援員兼家庭児童相談員）募集案内

令和7年2月20日

## 1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職名	採用予定人員	職務内容	配属先
母子・父子自立支援員兼家庭児童相談員	2名程度	<ul style="list-style-type: none"><li>母子家庭の母等の自立を支援するための相談業務</li><li>戸別訪問による生活相談等</li><li>家庭における児童の養育等についての相談業務</li><li>面会交流支援事業に関する業務</li><li>その他所属長が定める業務</li></ul>	中部厚生センター 1名 新川厚生センター 1名

## 2 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

## 3 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 試験・合格発表

### (1) 試験の日時等

	試験日	試験会場	内容
面接試験	申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

### (2) 合格発表

選考後に電話で通知します。

## 5 勤務条件（予定）

### (1) 勤務時間等

- 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）
- 勤務時間 午前9時30分から午後4時30分まで（1日6時間勤務）
- 休憩時間 正午から午後1時まで

※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を土日祝日に変更する場合があります。

### (2) 報酬 月額188,748円

### (3) 諸手当 期末手当、勤勉手当

### (4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。

### (5) 社会保険等 地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 対象

### (6) 休暇

- 年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合に付与
- 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

## 6 申込手続

### (1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県厚生部こども家庭室こども政策課  
こども企画・政策担当 (TEL 076-444-2382)

### (2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（母子・父子自立支援員兼家庭児童相談員）申込書  
在中」と朱書きし、受付期間内に富山県厚生部こども家庭室こども政策課こども企画・政策担当に提出してください。

ア 履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの） 1 通

### (3) 受付期間

令和7年3月7日（金）まで

- ・ 郵送による申し込みは令和7年3月7日（金）必着とします。また、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。
- ・ 持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

## 7 資格要件

- (1) 学校教育法(昭和二二年法律第二六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三八八号)に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 医師
- (3) 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
- (4) 前各号に準ずる者であって、家庭相談員として必要な学識経験を有するもの

## 8 その他

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）
- (3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和7年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。